

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和7年2月14日

静岡県知事 鈴木康友

1 公聴会の期日

令和7年2月20日（木）午前10時30分から

2 公聴会の場所

三島市役所中央町別館 4階 第1会議室（三島市中央町5番5号）

3 許可しようとする建築物の計画

建築場所	静岡県三島市字天神原4116-10	
用途地域	第二種住居地域	
建築物概要	用途	工場（ドライクリーニング工場）
	構造	鉄骨造
	規模	平屋建て 延べ面積114.55㎡

4 当事者の住所及び氏名

静岡県三島市加茂川町4116-1

江間 貴文